

歯と口の健診

歯科口腔健診はお済みですか??



❖ 歯科口腔健診受診券の使用期限は 12月31日までです!

▶むし歯や歯周病を放っておくと、**糖尿病や腎臓病、脳卒中、心臓病**など全身の病気に影響するといわれています。

全身の大きな病気につながらないよう、入れ歯の方も、**毎年1回**は後期高齢者の「**歯科口腔健診**」を受けましょう。

歯科口腔健診受診券の使用期限は、**平成29年12月31日まで**です。年末は、休診される歯科医院もありますので、ご確認のうえ早めの受診をお願いします。

❖ だれが受けられる?

▶ **75歳以上の方で後期高齢者医療被保険者** (65歳以上の障がい認定の方を含みます) で対象の方には、6月に**みどり色の<受診券>**を送付しています。

*介護保険施設や特別養護老人ホーム等への入所・入居、長期入院中の方は対象外となります。

❖ いつ・どこで受けられる?

▶ **年に1回** (平成29年12月31日までの間) に、山都町が指定している健診機関で**事前に予約して**受けることができます。

*山都町内の全歯科医院及び指定健診機関での受診となります。詳しくは6月に送付している〈受診券〉の裏面に記載してあります。

❖ 費用はいくらかかる?

▶ **400円** (個人負担金) を受診する健診機関の窓口にお支払いください

※健診の結果、治療やより詳しい検査が必要となった場合は別料金になります。

歯科医から説明を聞いた後、ご本人が納得の上で受けてください。

【お問い合わせ】 健康福祉課 国保年金係 ☎ 72-1229

監査委員

山都町議会議員の改選に伴い、山都町議会議員のうちから選任された監査委員をご紹介します。

監査委員は、町の財政に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、志賀監査委員と共に、

2人で監査を実施されます。



藤川 多美 (満61歳)

任期は、平成29年11月8日～議員の任期満了まで

ストップ温暖化! 総ぐるみBDFキャンペーン

～天ぷら油を地域エネルギーに～

天ぷら油 (家庭廃食油) の回収キャンペーンを熊本県内で実施します。ご家庭で出た廃食油を、以下の回収場所にお持ちください。回収した廃食油は BDF (バイオディーゼル燃料) となり、ディーゼル車両や発電機等で利用されることで、二酸化炭素 (CO₂) 排出量の削減につながります。

キャンペーン期間: 平成30年1月4日 (木) ～平成30年2月28日 (水)

回収場所: 山都町役場本庁環境水道課、清和支所地域振興係、蘇陽支所地域振興係の窓口

回収時間: 8時30分～17時

回収可能な油: 天ぷら油等の植物油

※家庭で出た物に限ります。

※動物油 (ラード等)、鉱物油 (エンジンオイル等) は回収できません。

回収方法: 天かす等のゴミを除き、ペットボトルや油購入時のプラ容器等に入れ、キャップや蓋をきちんと閉めてお持ちください。

特典: キャンペーン中に天ぷら油をお持ちいただいた方には、くまモンのオリジナル缶バッジをプレゼント (数に限りがあります)。

※回収は、キャンペーン終了後も行います。



「架空請求」の郵便はがきを送りつけられる事案が後を絶ちません。

〈最近の事例〉

『消費生活情報センター』を名乗る者から『確認通知書』と題した郵便ハガキが送りつけられる架空請求の事例が多発しています。

これまでも『国民訴訟通達センター』など、あたかも公的機関のような名称をかたり、架空請求ハガキが送りつけられてくる事案が発生していました。

〈共通点〉

- ・消費者がハガキの記載事項を読んでも何の契約なのか、何の利用料金なのか、まったく分からない漠然とした内容になっている。
- ・消費者には身に覚えや心当たりがないが、ハガキの文面には「未納料金」「裁判」「訴訟」「差し押さえ」などと不安をあおる言葉が並んでいる。

〈対処法〉

1. **ハガキが届いても「無視する」勇気を持つ。**
⇒身に覚えのない請求に応じる必要はありません。
2. **絶対にハガキに記載してある連絡先に電話しない。**
⇒電話すると相手に自分の電話番号が知られてしまいます。また、脅されたり、繰り返しお金を請求されたりする場合があります。
3. **迷った場合は、誰かに相談する。**
⇒・熊本県消費生活センター 相談窓口 ☎ 096-383-0999 (平日午前9時～午後5時)
・上益城消費生活相談室 下記参照
4. **お金を払ってしまった場合は、すぐに警察に相談してください。**

【上益城消費生活相談室のご案内】

上益城5町にお住まいの方はどなたでもどの町でもご相談できます。

専門相談員がいる曜日・場所は下記のとおりです。お気軽にご相談ください。

【上益城消費生活相談室】午前9時～午後4時

月曜日 益城町役場新仮設庁舎 ☎ 096-286-3210

火曜日 御船町役場 ☎ 096-282-1226

水曜日 嘉島町役場 ☎ 096-237-1112

木曜日 甲佐町老人いこいの家 ☎ 096-234-3223

金曜日 山都町役場 ☎ 72-3133 (この番号は金曜のみ)



すぐ
相談!!

今後も継続して消費者被害を未然に防ぐために啓発活動の推進、専門相談員の配置による相談体制の充実を図っていきます。
山都町長 梅田 穰